

令和6年1月23日開催

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

産業部及び文化観光部が所管する第三セクター等の経営健全化の
推進について 1～3

所管委員会	文教経済常任委員会
提出課	観光振興課

**産業部及び文化観光部が所管する第三セクター等の経営健全化の推進について
(ゑしんの里観光公社解散に伴う板倉まちづくり振興会への事業の承継)**

1 経緯と今後の方針について

(1) 経緯

- ・板倉区の地域振興を観光面で担うゑしんの里観光公社（以下「観光公社」と、地域の身近なサービスなどを担う、板倉まちづくり振興会（以下「まちづくり振興会」）は、かねてより、効率的かつ効果的な組織再編が必要であるとの課題を共有していたため、令和3年度から、重複する事業や人材等の統合について、市も交え再編の検討を始めた。
- ・令和5年度には、双方の役員により、観光公社を解散し、まちづくり振興会がその業務を承継する方向性を確認し、具体的な協議や手続を進めてきた。
 - 8月 観光公社の理事会が、「観光公社の解散」と「まちづくり振興会への事業承継」について決議
 - 10月 観光公社評議員会が、同理事会の決議を了承
 - 11月 まちづくり振興会の理事会が、観光公社事業の承継を承認

(2) 今後の方針

- ・観光公社とまちづくり振興会の統合を図るため、観光公社は、令和6年3月末をもって解散し、まちづくり振興会はその事業を承継する。
- ・観光公社の主な残余財産は、まちづくり振興会が継承する。

2 観光公社及びまちづくり振興会の概要

	ゑしんの里観光公社	板倉まちづくり振興会
法人形態	一般財団法人	特定非営利活動法人
設立年月日	平成元年4月27日	平成16年11月29日
目的	光ケ原高原を含む区内の観光資源の連携により観光振興を図り、潤いと活気のあるまちづくりに寄与する	板倉区の住民に身近なサービス事業や地域づくり事業等を行い、豊かな地域社会づくりに貢献する
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ゑしんの里記念館の指定管理運営 ・板倉区の観光事業、光ケ原高原ファン倶楽部の事務局 ・そば打ち体験交流施設「いたくら亭」の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティプラザ時間外受付、保育園通園バス運行、敬老会開催、地域支え合い等の市業務の受託 ・板倉ふれあいまつり、沖縄県宮古島市交流、期成同盟会の運営
役員等	理事5名、監事2名、職員1名、パート職員7名	理事14名、監事2名、事務局2名、町内会選出役員84名、会員1,937名
財産	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産20,000千円 ・いたくら亭の建物など 	

3 観光公社の解散とまちづくり振興会への機能統合について

- ・以下の理由などにより、観光公社を解散し、まちづくり振興会に機能を統合する。
- (1) 一般財団法人である観光公社と、特定非営利活動法人であるまちづくり振興会は、法人形態が異なるため、合併ができないこと
- (2) まちづくり振興会は、多岐にわたる活動が行えるとともに、町内会長等が構成員となっており、板倉区全域に組織体制が確立していること

4 観光公社の事業について

- ・観光公社の全ての事業は、まちづくり振興会が承継する。
- (1) 爰しんの里記念館の指定管理業務
 - ・観光公社は、解散に伴い、市に対し現在の指定管理の受託期間のうち、令和6年4月以降の指定管理の取消しの申出を行う。
 - ・市は、令和6年4月以降の指定管理者について、令和6年3月議会でまちづくり振興会を指定することで協議を進める。
- (2) 観光事業の運営
 - ・まちづくり振興会が、板倉区の観光事業と、光ケ原高原ファン倶楽部の事務局（キャンプ場の運営等）を承継する。
- (3) いたくら亭の運営
 - ・まちづくり振興会が承継し、現いたくら亭の蕎麦打ち職人が組織する「つながる蕎麦の会」が引き続き運営を担う。

5 観光公社の財産について

- ・観光公社の事業を引き継ぐまちづくり振興会が、原則、観光公社の残余財産を継承すべきと考え協議を進めている。
- ・観光公社解散に伴う残余財産の帰属先は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第18号及び観光公社定款第41条に基づき、国や地方公共団体等に制限されており、直接、特定非営利活動法人であるまちづくり振興会に帰属させることができない。このことから、一旦、市に帰属し、その後、まちづくり振興会へ寄附、または、無償譲渡する。

(1) 基本財産（定期預金）

基本財産額	出捐額		
	市 85%	関田自治区 10%	下筒方自治区 5%
20,000 千円	17,000 千円	2,000 千円	1,000 千円

※清算業務費用等の支払に充当した後、残額は市に帰属（15,000千円程度の見込み）することとなる。その後、市は歳出予算により同額をまちづくり振興会へ寄附することを予定している。

(2) 不動産（いたくら亭の土地と建物）

土 地				建 物			
所在地	地目	面積(m ²)	所有者	所在地	構造	面積(m ²)	所有者
針 894 番 3	宅地	1,522.52	上越市	針 894 番 3	木造 2 階	209.87	観光公社
針 1101 番 2	宅地	135.01			土蔵 2 階	93.90	
計		1,657.53	※1	計		303.77	

※1：いたくら亭の土地については、平成 27 年に観光公社と市が分割支払での売買契約を締結しているが、支払が完了していないため登記簿上の所有者は上越市となっている。なお、契約金額 14,920 千円（10 年分割）の内、未払金 3,032 千円（2 年分、利子含む）の支払については、現在協議中である。

(3) 流動資産（現金等）

- ・運用資金として、現金約 2,983 千円（令和 5 年 11 月 30 日現在）及び、いたくら亭の備品などを保有している。
- ・現金については、清算時に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 18 号及び観光公社定款第 41 条に基づき市へ帰属させる。
- ・その他の備品（事務用品、いたくら亭の備品）などの動産については、まちづくり振興会へ継承することを基本とし、手法については、専門家の知見もいただきながら、検討を進めている。

6 今後の予定

令和 6 年 3 月議会	ゑしんの里記念館の新たな指定管理者にまちづくり振興会を指定する議案を上程
令和 6 年 3 月末	観光公社解散
令和 6 年 9 月頃	観光公社残余財産の確定
令和 6 年 12 月頃	観光公社残余財産を市へ帰属 観光公社清算終了
令和 6 年度内	観光公社残余財産（不動産、動産）の無償譲渡に係る議案を上程 観光公社残余財産（基本財産、現金）をまちづくり振興会へ引き継ぐため、歳出予算案として議案を上程 ※協議状況によっては、令和 7 年度以降となる場合あり